

公正採用選考人権啓発推進員制度について

制度の目的

日本国憲法に明記される「職業選択の自由」を保護し、すべての人々の就職の機会均等が保障されるためには、企業の皆様が人権問題を正しく理解し、応募者本人の適性と能力に基づく、公正な採用選考を行っていただく必要があります。

本制度は、一定規模以上の事業所において「公正採用選考人権啓発推進員」（以下「推進員」という。）を選任していただき、推進員に対する研修等を行うことにより、公正な採用選考や人権問題等に関する正しい理解と認識を深めていただき、事業所内に公正な採用選考システムの確立を図っていくことを目的としています。

推進員の選任対象となる事業所

- ① 常時使用する従業員の数が50人以上である事業所。
- ② 常時使用する従業員の数が50人未満であって、就職差別事件又はこれに類する事象を惹起した事業所。
- ③ すべての職業紹介事業所及び派遣元事業所（従業員数は問わない）。

推進員の選任基準

推進員は、原則として人事担当責任者等、採用・選考に関する事項について、一定の権限を有する者から選任していただきます。

推進員の役割

- ① 就職の機会均等を確保するという観点に立って、事業所内の公正な採用選考システムの確立を図り、事業所内で行われる労働者の採用選考が公正なものとなるよう、事務的な責任者（旗振り役）としての役割を担います。
- ② ハローワークや労働局との連携窓口としての役割を担います。
- ③ 労働局が定期的に関催する研修会等に参加し、公正な採用選考や人権問題等に関する正しい理解と認識を深め、事業所内において「公正な採用選考」の考え方を的確に伝えていただきます。

推進員選任状況の報告

推進員を新規に選任した場合や人事異動等により推進員が変更になった場合は、「公正採用選考人権啓発推進員選任・異動報告書」により、速やかに管轄のハローワークに提出してください。

なお、1つの事業所において、民営職業紹介事業及び労働者派遣事業を兼業している場合は、それぞれ推進員を選任してください（両事業の推進員を1人で兼務することは差し支えありません）。

◆ [群馬労働局公正採用選考人権啓発推進員設置要綱](#)

◆ 公正採用選考人権啓発推進員選任・異動報告書 ([Excel](#)、[PDF](#))